

(仮称) 新泉大津市立病院整備事業

設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル募集要領

令和3年4月

泉大津市立病院

## 目次

<b>1 募集要領の目的</b> .....	1
<b>2 本事業の概要</b> .....	1
(1) 本プロポーザルの実施者	
(2) 本プロポーザルの事務局	
(3) 本事業概要	
(4) 関係書類等	
<b>3 優先交渉権者の決定等の手続</b> .....	4
(1) プロポーザル審査及び契約に係るスケジュール	
(2) 優先交渉権者の審査及び評価方法	
(3) 第一次審査「資格要件審査」に関すること	
(4) 第二次審査「技術提案審査」及び「資格要件審査」に関すること	
(5) 優先交渉権者等の決定に関すること	
(6) 共通事項	
(7) 優先交渉権者の決定フロー	
<b>4 参加資格要件</b> .....	9
(1) 参加者の構成等	
(2) 単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件	
(3) 業務別の参加資格要件	
(4) その他	
(5) 参加資格要件の概要	
<b>5 参加表明書の作成及び手続要領</b> .....	16
(1) 作成にあたっての基本的条件	
(2) 提出書類（電子データ）の取得方法	
(3) 参加表明に関する質問の受付及び回答	
(4) 参加表明書の体裁及び提出	
(5) 参加表明書の審査方法	
<b>6 資格要件審査申請書の作成及び手続要領</b> .....	18
(1) 作成にあたっての基本的条件	
(2) 提出書類（電子データ）の取得方法	
(3) 資格要件審査申請書の体裁及び提出	
<b>7 技術提案書の作成及び手続要領</b> .....	18
(1) 技術提案項目等	
(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件	
(3) 提出書類（電子データ）の取得方法	
(4) 技術提案に関する質問（質問内訳：【様式3-01】）の受付及び回答	
(5) VE提案書及び技術提案（要求水準）に関する質問書の受付、対話及び採否の回	

答

(6) 技術提案書の体裁及び提出

(7) 技術者実績調書の作成及び手続要領

(8) 提案者によるプレゼンテーション

**8 技術提案書の評価方法**..... 2 1

(1) 技術項目採点基準

**9 その他**..... 2 2

(1) 本プロポーザル後の契約の予定

(2) その他

## 1 募集要領の目的

本募集要領（以下「本要領」という。）は、泉大津市立病院（以下「市立病院」という。）が（仮称）新泉大津市立病院整備事業に係る実施設計及び本体・附属施設の整備や造成等工事の施工及び工事監理（以下「本事業」という。）を一括して実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続等を定めるものである。

## 2 本事業の概要

### (1) 本プロポーザルの実施者

泉大津市病院事業管理者 石河 修（以下「病院事業管理者」という。）

### (2) 本プロポーザルの事務局

部 局 名：泉大津市立病院事務局総務課（以下「事務局」という。）

住 所：泉大津市下条町 16 番 1 号

電話番号：0725-32-5622 FAX 0725-32-8056

E-mail：sin-byouin@city.izumiotsu.osaka.jp

窓口受付時間：9：00～17：00

### (3) 本事業概要

#### ① 名称

（仮称）新泉大津市立病院整備事業（以下「新病院整備事業」という。）

#### ② 場所

大阪府泉大津市我孫子及び穴田地内

#### ③ 事業方式

本事業の事業方式は、DB（デザインビルド）方式（事業者が新設等を行う施設の実施設計、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

#### ④ 対象業務

本事業では次に掲げる業務を行う。

ア 施設整備に係る調査業務

イ 設計業務：新病院整備事業に係る実施設計

ウ 申請等の手続きに関する業務

エ 施工業務

新病院整備事業に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（衛生設備工事、空調設備工事）、解体工事、造成工事、インフラ整備工事、駐車場等整備工事、外構工事、等

オ 工事監理業務

⑤ 要求水準

本事業の要求する水準は、基本設計書、基本設計書追加変更指示書及び要求水準書（以下「基本設計書等」という。）による。これらは、事務局が要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準である。

⑥ 遵守すべき法令等

市立病院と本事業に係る契約を締結する者（以下「事業者」という。）は、本事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守しなければならない。なお、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を事業者が取得し、手数料は市が負担する。

⑦ 調査等

本事業を実施するにあたり、必要となる調査等は事業者の負担とする。

⑧ 近隣への配慮

施工業務は、以下の点に留意すること。

ア 関係法令等を遵守し、近隣への騒音、振動及び塵埃等の影響を最小限に止めるように対策を講じること。

イ やむを得ない理由で、補償問題等が生じた場合には、事業者が誠意をもって解決にあたり、本事業の円滑な実施に努めること。

ウ 周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、事業者が自らの負担により現況に復旧すること。

⑨ 整備対象施設

名称	構造・階数	延べ面積(m <sup>2</sup> )
病院	S造 地上8階	24,017.15
自走式立体駐車場	S造 地上3階	5,286.54
附属棟	S造 地上1階	87.40
ガスボンベ置場	S造 地上1階	22.48
その他駐輪場・バイク置場	S造 地上1階	443.59

なお、整備対象施設の詳細は、基本設計書等を参照のこと。

⑩ 本事業期間

契約日の翌日から令和6年5月末日を最終期限とするが、提案により最終期限を前倒しすることは差し支えない。

⑪ 上限価格（消費税、地方消費税を含む。）

11,529,100円を上限とする。

※ 発注者及び受注者は「(仮称)新泉大津市立病院整備事業請負契約書」に基づき、物価変動等においては誠意をもって協議を行うものとする。

⑫ 最低制限提案価格：設定しない。

⑬ 支払い条件（消費税10%を含む。）

（設計業務）

- ・ 令和 4 年度 完了払  
(施工業務)
- ・ 令和 4 年度 前金払及び部分払
- ・ 令和 5 年度 部分払
- ・ 令和 6 年度 完了払  
(工事監理業務)
- ・ 令和 4、5 年度 部分払
- ・ 令和 6 年度 完了払

※ 支払金額は各年度予算の範囲内とする。

※ 部分払回数は協議によるものとする。

#### (4) 関係書類等

参加表明及び技術提案については、次に掲げる資料を踏まえ作成すること。当該資料については、各データを格納した CD-R を貸出しする。

なお、貸出資料については、本事業の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

##### ① 貸出資料

- ア 基本設計書
- イ 基本設計書追加変更指示書
- ウ 要求水準書
- エ 調査関係資料
- オ その他資料

##### ② 提出資料

- ア 参加表明書関係様式集【様式 1】
- イ 資格要件関係様式集【様式 2 A】【様式 2 B】
- ウ 技術提案書関係様式集【様式 3】
- エ VE 提案及び技術提案（要求水準）に関する質問書関係書類【様式 4】

##### ③ 配布資料

- ア VE 提案・対話実施要領
- イ 第二次審査基準
- ウ 契約書（案）

##### ④ 貸出及び提供期間

令和 3 年 4 月 23 日（金）午前 9 時から令和 3 年 8 月 11 日（水）まで  
（但し、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。以下同様。）

##### ⑤ 借用及び取得方法

電話にて泉大津市政策推進課へ貸出等の日時を予約のうえ、借用及び取得すること。

連絡先：泉大津市政策推進課 0725-33-1131（代）

### 3 優先交渉権者の決定等の手続

#### (1) プロポーザル審査及び契約に係るスケジュール

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| ① 公表(本要領及び基本設計書等の公表)                     | 令和3年4月23日(金)              |
| ② 貸出資料の提供                                | 令和3年4月23日(金)              |
| ③ 参加表明に係る質問書の提出期間                        | 令和3年4月23日(金)<br>～4月30日(金) |
| ④ 参加表明に係る質問書への回答                         | 令和3年5月7日(金)               |
| ⑤ 参加表明書【様式1】及び資格要件審査申請書【様式2A】の提出期間       | 令和3年4月23日(金)<br>～5月12日(水) |
| ⑥ 第一次審査結果通知                              | 令和3年5月18日(火)              |
| ⑦ 技術提案に関する質問書【様式3-01】の提出期間               | 令和3年5月19日(水)<br>～5月25日(火) |
| ⑧ 技術提案に関する質問書【様式3-01】への回答                | 令和3年6月7日(月)               |
| ⑨ VE提案書及び技術提案(要求水準)に関する質問書【様式4】の提出期間     | 令和3年6月8日(火)<br>～6月17日(木)  |
| ⑩ VE提案にかかる対話                             | 令和3年6月22日(火)<br>～6月23日(水) |
| ⑪ VE提案の採否及び技術提案(要求水準)に関する質問書への回答         | 令和3年7月5日(月)               |
| ⑫ 技術提案書(価格提案含む)【様式3】及び技術者実績調書【様式2B】の提出期間 | 令和3年7月6日(火)<br>～8月11日(水)  |
| ⑬ プレゼンテーション                              | 令和3年8月中旬                  |
| ⑭ 第二次審査結果及び優先交渉権者等の公表・通知                 | 令和3年8月下旬                  |
| ⑮ 契約締結                                   | 令和3年9月上旬                  |
- ※ VE提案については必須事項ではないものとする。  
※ VE提案書及び技術提案(要求水準)に関する質問書の提出をもってVE提案にかかる対話の参加を希望することとみなす。

#### (2) 優先交渉権者の審査及び評価方法

- ① 第一次審査(参加者に必要な資格の有無を確認し評価)  
参加表明を行った事業者について、(仮称)新泉大津市立病院整備事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により審査を実施する。
- ② 第二次審査(技術提案及び提案価格を審査し評価)

審査委員会において、各事業者から提出された技術提案及び提案価格について総合的に審査、評価し、最優秀提案者及び優秀提案者を特定する。

○技術提案における主な評価項目

- ・ 事業者及び配置予定技術者の実績等
- ・ 計画に関する工夫
- ・ 災害時に関する工夫
- ・ コストを削減する工夫
- ・ 事業を円滑に進めるための体制と早期完成に向けた工夫
- ・ その他の工夫

○参加者が1者となった場合の取扱いは、審査委員会にて協議の上、決定する。

### (3) 第一次審査「資格要件審査」に関すること

#### ① 参加資格の確認

- ア 本事業に参加する者は、参加表明書（【様式1】関係）及び資格要件審査申請書（【様式2A】関係）を提出すること。
- イ 事務局は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、各参加企業が参加資格を満たしているか否かを確認する。
- ウ 第一次審査時には、要件を満たす技術者の配置の可否と選任された技術者の資格や実績及び企業の実績等の確認を行う。（第二次審査時にも、資格要件審査の評価は加味する。）

#### ② 提案候補者の選定及び技術提案の要請

審査委員会は、上記の事務局による確認の結果を審査し、提案候補者の選定を行う。提案候補者は上位5者までとする。（評価点が同一の場合、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第27条の23第1項に規定する経営事項審査における基準日の総合評定値（P）の上位企業に決定する。）事務局は、当該結果に基づき、提案候補者に技術提案書の提出要請を行う。

#### ③ 第一次審査結果の通知

- ア 審査の結果、参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された者に対しては、「第一次審査結果通知書兼技術提案書提出要請書」を送付し、技術提案書の提出要請を行う。
- イ 提案候補者として選定されなかった者（参加資格を満たさない又は確認できない者）に対しては、その理由を明記した「第一次審査結果通知書」を送付する。
- ウ 第一次審査を通過した者（上記アの通知を受けた者）は、技術提案書（提案価格見積書及び提案価格見積書（内訳書）、内訳明細書を含む。）を提出することができる。

エ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（A4版任意様式）により、病院事業管理者に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付時間は休日等を除く午前9時から午後5時までとする。

オ 上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

#### (4) 第二次審査「技術提案審査」及び「資格要件審査」に関すること

技術提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から第二次審査を行う。また、第一次審査時に実施した技術者の資格や実績等の資格要件審査の評価も合わせて審査対象とする。

##### ① 資格要件審査

第一次審査対象である資格要件審査については、その評価を第二次審査に加味して評価点を決定する。

##### ② プレゼンテーション要請

プレゼンテーションの詳細については、第一次審査結果通知兼技術提案書提出要請書と共に送付する通知により示すこととする。

##### ③ 技術事項の評価

第二次審査基準に基づき、技術事項Ⅰ【能力】については、事務局が評価値を算出し審査委員会の承認を得る方法により、また、技術事項Ⅱ【個別方針・技術力】については、審査委員会委員の個別評価・採点により、評価値を算定する。

##### ④ 価格事項の評価

本要領に示す基準に基づき、事務局において評価値を算出し、審査委員会の承認を得る。

##### ⑤ 最優秀提案者、優秀提案者の特定

審査委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総評価値が最も高い者を最優秀提案者に、次に高い者を優秀提案者として特定し、特定結果を事務局に報告する。

#### (5) 優先交渉権者等の決定に関すること

##### ① 決定

病院事業管理者は、審査委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の特定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を決定する。

##### ② 決定の通知

ア 審査の結果、決定された優先交渉権者及び次点者に対しては、その旨を優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点者には次点者決定通知書にて通知する。

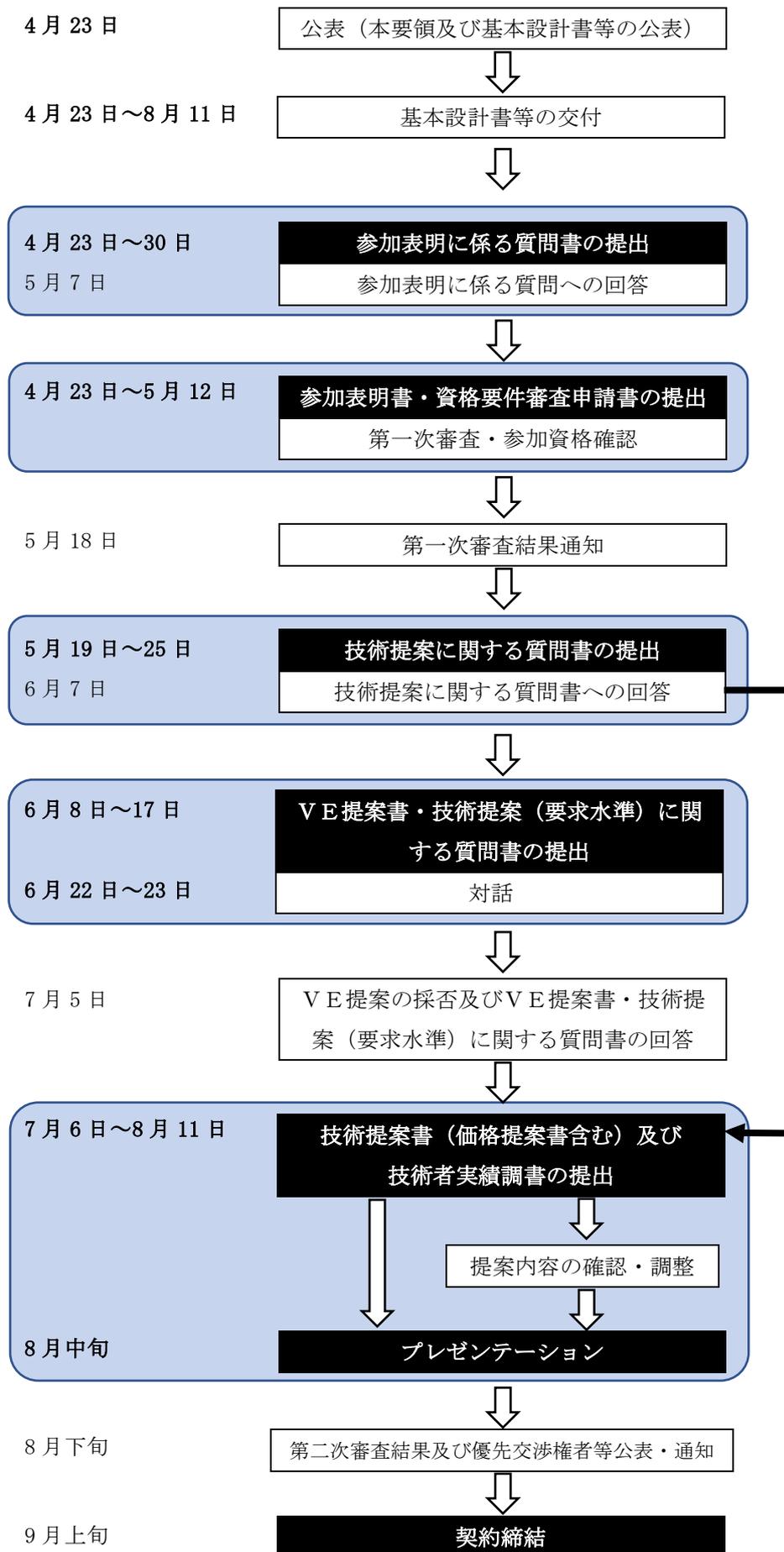
- イ 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、理由を付し、優先交渉権者及び次点者に決定されなかった旨を通知書にて通知する。
- ウ 優先交渉権者に決定されなかった旨の通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（A4版任意様式）により、病院事業管理者に対し、その理由の説明を求めることができる。受付場所は、事務局とし、受付時間は、休日等を除く午前9時から午後5時までとする。
- エ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に書面により行う。

#### (6) 共通事項

- ① 提出された参加表明書及び技術提案書に関し、事務局から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。
- ② 参加の辞退  
参加者は、技術提案書提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を参加辞退届出書【様式1-8】に記載し、事務局に持参すること。
- ③ 失格  
参加表明書又は技術提案書を提出した者（企業体の構成員を含む。）が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。
  - ア 審査委員会委員に、本プロポーザルに関し、直接又は間接を問わず接触した場合。
  - イ 本要領の公表日（令和3年4月23日（金）、以下「基準日」という。）から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
  - ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。
  - エ 不正行為その他、病院事業管理者が不適切と判断した場合。

#### (7) 優先交渉権者の決定フロー

優先交渉権者の決定までの流れは、次のフローのとおりとする。



## 4 参加資格要件

### (1) 参加者の構成等

参加者は、本事業を実施することを予定する単独企業を原則とする。ただし、後述する「(3)業務別の参加資格要件①設計業務を行う者の参加資格要件」のAからUまでをすべて満たす企業1者に設計業務の協力を求めるため自主的に特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を結成し参加することを妨げない。なお、企業体による参加の場合は、施工業務を行う者を代表者（以下「企業体代表者」という。）とすること。

### (2) 単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件

参加者は、基準日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、基準日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和3・4年度の泉大津市入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- ③ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。但し、同要綱別表中6（履行関係者事故）(2)については大阪府内において生じた事故に限るものとする。
- ④ 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
  - A 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - I 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - U 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
- ⑤ 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- ⑥ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。
  - A 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の関係

その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑦ 審査委員会の委員が属する法人又は当該法人との間に⑥アの資本関係若しくは⑥イの人的関係を有する者でないこと。
- ⑧ 市立病院が（仮称）新泉大津市立病院整備事業に係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間に⑥アの資本関係若しくはイの人的関係、ウのその他の関係を有する者でないこと。

商号 株式会社大建設計大阪事務所

所在地 大阪市西区京町堀1-13-20 大建設計大阪ビル

(3) 業務別の参加資格要件

参加者のうち、設計業務、施工業務及び工事監理業務を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

① 設計業務を行う者の参加資格要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、単独企業による参加者は、アを除くものとする。

ア 基準日時点において、泉大津市における令和3・4年度入札参加資格審査申請書を提出の上、次に示す登録をしている者であること。

登録区分	希望業種
測量・建設コンサルタント	建築設計業

イ 基準日時点において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 平成23年4月23日から基準日の前日までに、日本国内において、単独

企業又は企業体の代表設計者として、病床 250 床以上の免震構造を有する病院（一般急性期）の新築、増築に係る工事（増築の場合は、増築部分が 250 床以上のものに限る。）の基本設計業務又は実施設計業務を完了した実績を有していること。

エ 基準日時点において、参加者の組織と 3 カ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。

オ 管理技術者

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、ウに記載の病院の基本設計業務又は実施設計業務に管理技術者又は建築担当主任技術者の立場で従事した実績があること。

カ 建築担当主任技術者

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 本業務に専任で配置できること。（管理技術者と兼任は不可とする。）

(ウ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、ウに記載の病院（但し、免震構造を問わない。）の基本設計業務又は実施設計業務に管理技術者又は建築担当技術者の立場で従事した実績があること。

キ 構造担当主任技術者

(ア) 構造設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、ウに記載の病院（但し、一般急性期を問わない。）の基本設計業務又は実施設計業務の構造設計に従事した実績があること。

ク 電気設備担当主任技術者

(ア) 建築設備士、又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、ウに記載の病院（但し、一般急性期・免震構造を問わない。）の基本設計業務又は実施設計業務の電気設備設計に従事した実績があること。

ケ 機械設備担当主任技術者

(ア) 建築設備士、又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、ウに記載の病院（但し、一般急性期・免震構造を問わない。）の基本設計業務又は実施設計業務の機械設備設計に従事した実績があること。

## ② 施工業務を行う者の参加資格要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 基準日時点において、泉大津市における令和 3・4 年度入札参加資格審査申請書を提出の上、建設工事の登録を行い、当該希望業種に対応する業法による許可を有し、業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における基準日の総合評定値（P）が次に示す点数以上の者であるこ

と。

希望業種	建設業許可	総合評定値 (P)
建築工事	特定	1,200 点以上

- イ 平成 23 年 4 月 23 日から基準日の前日までに、日本国内において、単独企業又は企業体の代表構成員として、病床 250 床以上の免震構造を有する病院（一般急性期）の新築、増築に係る工事（増築の場合は、増築部分が 250 床以上のものに限る。）を竣工した実績を有していること。
  - ウ 基準日時点において、参加者の組織と 3 カ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。
  - エ 監理技術者
    - (ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
    - (イ) 本業務に専任で配置できること。
    - (ウ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、イに記載の病院建築工事（但し、免震構造を問わない。）に 監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。
  - オ 現場代理人
    - (ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有していること。
    - (イ) 本業務に専任で配置できること。（※監理技術者と兼任は不可とする）
    - (ウ) 平成 23 年 4 月 23 日以降、日本国内において、イに記載の病院建築工事（但し、免震構造を問わない。）に主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。
- ③ 工事監理業務を行う者の参加資格要件
- 工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 平成 23 年 4 月 23 日から基準日の前日までに、日本国内において、延床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の免震構造を有する建築物（用途は問わない。）の工事監理業務を完了した実績を有していること。
  - イ 基準日時点において、参加者の組織と 3 カ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。
  - ウ 管理技術者
    - (ア) 一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続していること。
    - (イ) 平成 23 年 4 月 23 日から基準日の前日までに、日本国内において、延床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の免震構造を有する建築物（用途は問わない。）の工事監理業務に従事した実績を有していること。

エ 主任監督員（建築担当）

（ア）一級建築士取得後5年以上の実務経験を有していること。

（イ）本現場で常駐できること。

オ 監督員（設備担当）

（ア）5年以上の実務経験を有していること。

（イ）電気主任技術者、電気工事士、管工事施工管理技士、建築設備士のいずれかの資格を有していること。

(4) その他

当該事業に係る基本設計業務の受託者は、本事業に参加することはできない。

(5) 参加資格要件の概要

上記（1）から（3）に掲げた参加資格要件の概要は、次表のとおりである。

参加資格要件の概要

		設計業務に係る要件		施工業務に係る要件	
企業 (単体又は特定共同企業体)	資格	泉大津市入札参加資格	測量・調査・設計部門の「測量・建設コンサルタント」に登録（※1）	泉大津市入札参加資格	建設工事部門に登録
		事務所登録	一級建築士事務所	総合評定値(P)	建築一式1,200点以上
				建設業許可	特定建設業
	業務実績	受注形態	単独又は企業体の代表設計者	受注形態	単独又は企業体の代表構成員
		用途	病院（一般急性期）	用途	病院（一般急性期）
		新築・増築（※2）	新築又は増築	新築・増築（※2）	新築又は増築
		病床数	250床以上	病床数	250床以上
		免震	免震構造	免震	免震構造
		業務範囲	日本国内での基本設計又は実施設計	業務範囲	日本国内での施工
		業務の時期	過去10年以内（平成23年4月23日から本公表の前日まで完了）	業務の時期	過去10年以内（平成23年4月23日から本公表の前日まで完了）
各技術者等	管理技術者	資格	一級建築士	監理技術者	資格
					一級建築施工管理技士又は一級建築士、監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講

					習を終了
	業務実績	参加者組織と3カ月以上の雇用関係 平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院（一般急性期・免震構造）の新築又は増築の基本設計業務又は実施設計業務に管理技術者又は建築担当主任技術者の立場で従事		業務実績	参加者組織と3カ月以上の雇用関係（※3） 平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院（一般急性期）の新築又は増築工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人の立場で従事
建築担当主任技術者	資格	一級建築士	現場代理人	資格	一級建築士又は一級建築施工管理技士
	業務実績	参加者組織と3カ月以上の雇用関係 平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院（一般急性期）の新築又は増築の基本設計業務又は実施設計業務に従事		業務実績	平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院（一般急性期）の新築又は増築工事に主任技術者又は現場代理人の立場で従事
構造担当主任技術者	資格	構造設計一級建築士	資格	—	
	業務実績	参加者組織と3カ月以上の雇用関係 平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院（免震構造）の新築又は増築の基本設計業務又は実施設計業務に従事	業務実績	—	
気 電	資格	建築設備士又は	資格	—	

			設備設計一級建築士		
		業務実績	参加者組織と3カ月以上の雇用関係 平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院の新築又は増築の基本設計業務又は実施設計業務に従事	業務実績	—
	機械設備担当主任技術者	資格	建築設備士又は設備設計一級建築士	資格	—
		業務実績	参加者組織と3カ月以上の雇用関係 平成23年4月23日以降、日本国内において250床以上の病院の新築又は増築の基本設計業務又は実施設計業務に従事	業務実績	—
工事監理業務に係る要件	企業	資格	—	資格	—
		業務実績	平成23年4月23日から基準日の前日までに、日本国内において延床面積20,000㎡以上の建築物（免震構造（用途は問わず））の工事監理業務を完了	業務実績	—
	管理技術者	資格	一級建築士	資格	—
		業務実績	上記資格取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続 参加者組織と3カ月以上の雇用関係 平成23年4月	業務実績	—

			23日から基準日の前日までに、日本国内において延床面積20,000㎡以上の建築物（免震構造（用途は問わず）の工事監理業務に従事		
(建築担当)	主任監督員	資格	一級建築士	資格	—
		業務実績	上記資格取得後5年以上の実務経験を有する参加者組織と3か月以上の雇用関係	業務実績	—
(設備担当)	監督員	資格	電気主任技術者、電気工事士、管工事施工管理技士、建築設備士のうちいずれか	資格	—
		業務実績	5年以上の実務経験を有する参加者組織と3か月以上の雇用関係	業務実績	—
・設計業務において管理技術者と建築担当主任技術者は兼任できないものとする。					

※1：受注形態が単独の場合は除く。

※2：新築及び増築の定義については、建築基準法の規定によるものとする。

## 5 参加表明書の作成及び手続要領

### (1) 作成にあたっての基本的条件

本要領及び基本設計書等を熟読のうえ、参加表明書を作成すること。

(本要領「4 参加資格要件」を満たしていること。)

### (2) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、(4) 関係書類等」を参照すること。

### (3) 参加表明に関する質問の受付及び回答

#### ① 提出期間

令和3年4月23日（金）から令和3年4月30日（金）正午まで

#### ② 提出場所：事務局

### ③ 提出方法

本要領に定める質問書【様式1-6】により、PDF形式に変換せず、Microsoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、メールの件名は、「(仮称)新泉大津市立病院整備事業質問書 参加表明質問(法人名)」とし、平日の窓口受付時間内に電話にて事務局に着信の確認を行うこと。

### ④ 回答方法

令和3年5月7日(金)午後5時までに、市及び市立病院ホームページ内に掲載する。また、回答書は、本要領の追加又は修正とみなす。

※回答日までに、市立病院として本プロポーザルに関し留意事項が発生すれば、質疑形式で回答に含める場合があります。

## (4) 参加表明書の体裁及び提出

### ① 体裁及び書式

ア 取得した電子データを使用し、参加表明書関係様式集【様式1】に示された順番に綴り、それぞれにページを付して、ホチキス止めはせず、左側1箇所をダブルクリップで止めること。

イ 特定建設工事共同企業体協定書が必要な場合の留意点

(ア) 企業体により参加する場合には、(仮称)新泉大津市立病院整備事業特定建設工事共同企業体協定書(案)【様式1-7】を参考にして作成し、その写しと委任状(構成員→代表者)【様式1-3】を提出すること。

(イ) (仮称)新泉大津市立病院整備事業特定建設工事共同企業体協定書(案)第8条に基づく分担工事額は、技術提案書に添付する提案価格見積書(内訳書)【様式3-22】に記載する金額と、差異を生じないこと。

### ② 提出期間

令和3年4月23日(金)から令和3年5月12日(水)

### ③ 提出場所：事務局

④ 提出方法：郵送(配達証明付書留郵便に限る。) ※提出期間内必着のこと。

### ⑤ 提出部数

正1部 副8部 計9部及びCD-R1枚

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。また、CD-Rへの格納の条件は次のとおりとする。(CD-Rの提出方法については以下同様。)

ア CD-R：Windows フォーマット

イ 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft社製のWord、Excel。その他図面等は、PDF形式。

ウ ウィルスチェック：CD-Rはウィルスチェックを行ってから提出すること。

(5) 参加表明書の審査方法

本要領「3 優先交渉権者の決定等の手続」を参照のこと。

## 6 資格要件審査申請書の作成及び手続要領

(1) 作成にあたっての基本的条件

本要領「4 参加資格要件」を満たす配置技術者の実績等について記載のうえ審査を申請すること。

(2) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、（4）関係書類等」を参照すること。

(3) 資格要件審査申請書の体裁及び提出

① 体裁及び書式

資格要件審査申請書【様式2A】に添付資料を添え、左側1箇所をダブルクリップで止めること。

② 提出期間：令和3年4月23日（金）から令和3年5月12日（水）

③ 提出場所：事務局

④ 提出方法：郵送（配達証明付書留郵便に限る。） ※提出期間内必着のこと。

⑤ 提出部数：正1部 副8部 計9部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

## 7 技術提案書の作成及び手続要領

(1) 技術提案項目等

技術提案書は、用紙の大きさをA3版10枚程度と想定し、詳細は以下による。

(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件

① 作成にあたっての基本条件

基本設計書等に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し技術提案書を作成すること。

② 提案にあたっての基本条件

ア 技術提案にあたっては、機能面、価格面及び基本設計書等を総合的に検討し、VE（バリューエンジニアリング）の考え方に基づいた提案を行うこと。ただし、当該提案が市立病院及び本事業に対して不利益になると認められる場合においては、その提案を採用しない場合もある。

イ 技術提案内容については、契約後、発注者との協議により、採用されないこともある。その場合の工事費の変更に関しては、発注者と協議の上決定する。

③ 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- イ 提出書類の記載事項が不明なもの、又は、記名・押印のない提案
- ウ 書類が不足している提案
- エ 要求したもの以外の書類及び図面等
- オ 提案者が2つ以上の提案書を提出した提案
- カ 提案者が他の提案者の代理をした提案
- キ その他参加に関する条件に違反した提案

(3) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、(4) 関係書類等」を参照すること。

(4) 技術提案に関する質問（質問内訳：【様式3-01】）の受付及び回答

※設計図書関係及び技術提案書の手続関係に関する質問

① 提出期間

令和3年5月19日（水）から令和3年5月25日（火）午後5時まで

② 提出場所：事務局

③ 提出方法

本要領に定める質問書【様式3-01】により、PDF形式に変換せずMicrosoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、メールの件名は、「(仮称)新泉大津市立病院整備事業質問書 技術提案質問(法人名)」とし、平日の窓口受付時間内に電話にて事務局に着信の確認を行うこと。

④ 回答方法

令和3年6月7日（月）午後5時までに、質問者を特定できないようにした上で、市及び市立病院のホームページに回答を公表する。

※回答日までに、市立病院として本プロポーザルに関し留意事項が発生すれば、質疑形式で回答に含める場合がある。

(5) VE提案書及び技術提案（要求水準）に関する質問書の受付、対話及び採否の回答（※提出については必須事項ではないものとする。）

① 作成にあたっての基本条件

基本設計書等に示す機能等を満たすものとする。構造や設備等の基本設計書等に記載のものを変更しようとする場合は、一般的にその変更により危惧される機能や品質の低下、工期の延長等を補完する対策を講じるものとする。

② 提案の範囲は「VE提案・対話実施要領」を参照のこと。

③ 提出期間

令和3年6月8日（火）から令和3年6月17日（木）

④ 提出場所：事務局

- ⑤ 提出方法：郵送（配達証明付書留郵便に限る。） ※提出期間内必着のこと。
- ⑥ 採否及び質問の回答：VE提案についての審査（対話）の上、令和3年7月5日（月）に回答

(5) 技術提案書の体裁及び提出

① 体裁及び書式

- ア 取得したCD-R内の様式を使用し、技術提案書関係様式集【様式3】に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い、提案価格見積書【様式3-21】及び提案価格見積書（内訳書）【様式3-22】を除き綴ること。また、それぞれにページを付して、ホチキス止めはせず、左側1箇所をダブルクリップ等で止めること。
- イ A3版様式はA4版様式の大きさに折り込むこと。
- ウ 技術提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。
- エ 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。
- オ 用紙の余白は、左右、最低20mm以上は確保すること。（ページ番号は除く。）
- カ 提案価格見積書【様式3-21】及び提案価格見積書（内訳書）【様式3-22】については、別に定める封入要領書【様式3-23】に従い封入し、事業名、提案価格見積書在中である旨及び単独名又は企業体名を明記して1部提出すること。
- キ 提出した提案価格見積書【様式3-21】及び提案価格見積書（内訳書）【様式3-22】の訂正はできない。
- ク 提案価格見積書の内訳明細書（任意様式）を1部提出すること。  
（※内訳明細書は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量にて積算することを原則とする。）

② 提出期間：令和3年7月6日（火）から令和3年8月11日（水）

③ 提出場所：事務局

④ 提出方法：郵送（配達証明付書留郵便に限る。） ※提出期間内必着のこと。

⑤ 提出部数：正1部 副8部 計9部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

(6) 技術者実績調書の作成及び手続要領

① 作成にあたっての基本的条件

本要領「4 参加資格要件」を満たす配置技術者の実績等について記載のうえ

提出すること。

② 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、(4) 関係書類等」を参照すること。

③ 技術者実績調書の体裁及び提出

ア 体裁及び書式

技術者実績調書【様式2B】に添付資料を添え、左側1箇所をダブルクリップで止めること。

イ 提出期間：令和3年7月6日（火）から令和3年8月11日（水）

ウ 提出場所：事務局

エ 提出方法：郵送（配達証明付書留郵便に限る。）※提出期間内必着のこと。

オ 提出部数：正1部 副8部 計9部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

(7) 提案者によるプレゼンテーション

① プレゼンテーションは、技術提案書に基づき行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。

② プレゼンテーションは、本業務に配置する技術者が行うものとする。

③ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。

④ プレゼンテーション日程は、別途対象者にプレゼンテーション実施要領を配布する。

## 8 技術提案書の評価方法

(1) 技術項目採点基準

① 評価値の算定方法

技術提案評価は、第二次審査（技術提案審査）にて行う。提案者より提出された技術提案書、及びそれに基づくプレゼンテーションの内容により評価する。審査委員会委員の評価は、「第二次審査基準」（別紙）に基づき、技術事項の面から行う。

ア 技術事項の評価（[評価点①]の算出方法）

技術事項の評価は、技術事項Ⅰ【能力】については、事務局が評価値を算出し審査委員会の承認を得る方法により、また、技術事項Ⅱ【個別方針・技術力】については、「第二次審査基準」（別紙）に示す各評価基準に基づき委員それぞれが採点し、技術事項の評価点[評価点①]を算出する。技術事項の評価点[評価点①]は、下記算式により、技術事項Ⅰ【能力】の評価点が8点満点、技術事項Ⅱ【個別方針・技術力】の評価点が52点満点の合計とする。

技術事項の評価点[評価点①] = I【能力】評価 + II【個別方針・技術力】評価  
(60点満点) (8点満点) (52点満点)

イ 価格事項の評価（[評価点②]の算出方法）

価格事項の評価は、提案者より提出された技術提案書のうち提案価格見積書【様式3-21】及び提案価格見積書（内訳書）【様式3-22】に記載された金額（提案価格）を用い、下記算式により評価点を計算する。

価格事項の評価点[評価点②]＝最も低い提案価格÷提案価格×40点

（40点満点）

② 総評価値の算定方法

技術提案評価の総評価点は、各委員の評価点の平均点に価格事項の評価点を加えたものとする。

※評価点は小数点第2位（小数点第3位四捨五入）までの評価とする。

総評価値（満点100点）＝各委員の[評価点①]の平均点＋[評価点②]

## 9 その他

(1) 本プロポーザル後の契約の予定

① 優先交渉権者は、速やかに事業費見積書を市立病院に提出する。当該見積書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とする。

② 市立病院は、優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結出来ない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を交渉権者とし契約交渉を行う。優先交渉権者は、事業契約の締結が出来ないことが明らかとなった場合は、市立病院に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。

(2) その他

① 参加表明書、VE提案書及び技術提案書等の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。

② 提出された参加表明書、VE提案書及び技術提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書、VE提案書及び技術提案書等は返却しない。

イ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様。）は、事業者の選定にかかわる公表以外に参加者に無断で使用しない。

なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本事業の選定結果の公表以外には無断で使用しない。

ウ 審査結果については第二次審査終了後、第二次審査の参加者全員に郵送により通知する。また、市及び市立病院ホームページに、優先交渉権者及び次点者を掲載する。

エ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者

が負う。

③ 記載内容の変更

- ア 参加表明書、V E 提案書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書、V E 提案書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
- イ 技術提案にて提案した設計業務、施工業務及び工事監理業務における配置予定者（以下「配置予定者」という。）は、原則として、本事業が終了するまで変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気入院及び死亡等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、病院事業管理者が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

④ 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、事務局の了解なく公表及び使用してはならない。

⑤ 技術提案の履行

事業者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（市立病院に不利益となる技術提案書の提案事項を除く）。また、事業者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は、市立病院と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

⑥ 完成検査について

ア 事業者による完成検査

- (ア) 事業者は、自らの責任及び費用において、完成検査及び設備・備品等の試運転等を実施する。
- (イ) 事業者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく完了検査その他関係法令で必要とされる検査等を受け、検査済証等の交付を受けるものとする。
- (ウ) 事業者は、必要に応じて各種試験（化学物質の室内濃度測定を含む。）を実施する。
- (エ) 事務局は、事業者が実施する完成検査及び設備・備品等の試運転に立ち会うことができる。
- (オ) 完成検査及び設備・備品等の試運転の実施については、あらかじめ病院事業管理者に書面で通知すること。

イ 工事監理者による完成検査

工事監理者による具体的な検査方法等については、事務局と協議すること。

ウ 市立病院による完成検査

- (ア) 市立病院は、事業者及び工事監理者等の立会いのもとで、完成検査

を実施する。

(イ) 完成検査の具体的な方法等については、事務局と協議すること。